

リスキリング支援事業補助金の概要

1 対象業種

農林水産業、銀行業等、郵便局、政治団体、宗教団体などの一部除外業種以外

2 対象事業者

町内に事業所を有する法人又は個人事業主 ※町税を滞納している事業者等を除く

3 リスキリング支援対象者

町内事業所に勤務する従業員。なお、従業員等の住所地は問いません。

※個人事業主や法人の役員が自己を対象に実施する場合も対象となります。

4 対象資格等

○ 事業者の営利事業を行ううえで直接関係する資格、免許、技能、研修・講習等
(自事業者が主催するものでないもの)

※ 普通自動車第一種運転免許など汎用的な免許、ビジネスマナー研修等専門性のない研修、創業・事業多角化に必要な研修、町がほかに補助制度を設けているもの、その他商工会が不相当と認めるものは対象外となります。

5 補助対象経費

消費税を除く、事業者が負担する次の各号にかかる経費

(なお、本補助金はこれらの経費を全て事業者が負担する場合を補助対象とします。)

(1) 研修・講習会にかかる入学料・受講料(教材費を含む)

(2) 資格等の受験料

(3) 資格等の登録料

(4) その他受講案内等に記載された指定経費で商工会が適当と認めるもの

※ 国、県、町、その他団体から補助金の交付を受ける(又は受ける予定の)経費、振込手数料、旅費は補助対象外となります。

※ 研修受講については、研修修了証明書等が発行されるものが対象です。

補助対象例 国家資格登録実務講習にかかる受講料、国家資格や技能検定の受検手数料・登録手数料、中小企業大学校が開催する研修の受講料 など

6 補助率、補助上限額

○補助率 補助対象経費の3分の1以内(千円未満切り捨て)

○補助上限額 1事業者あたり5万円

7 申請受付

随時

※令和9年3月15日(月)まで実績報告ができるものに限りです

8 申請手続き

- 1 商工会に交付申請を行う
- 2 事業完了後商工会へ実績報告するものとする。